

北九州市いじめ防止基本方針（原案）【骨子】

1 いじめの定義と理解

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方・基本姿勢

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
 - ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
 - ・「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと
- 上記の考え方を基本に、市・学校・家庭・地域・関係機関等と連携を図り、取組を推進する。

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 家庭や地域との連携
- (5) 関係機関との連携

3 いじめの防止等の対策

- (1) いじめの防止等に対する市の施策
 - ① いじめの防止等のための組織の設置等
 - ② 法に基づく取組状況の把握と検証
 - ③ いじめの防止等のために市が実施する施策
- (2) いじめの防止等に対する学校の施策
 - ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ② いじめの防止等の対策のための組織
 - ③ 法に基づく取組状況の把握と検証
 - ④ いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味
- (2) 教育委員会又は学校による調査
 - ① 重大事態の発生と調査
 - ② 調査を行うための組織
 - ③ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ④ その他の留意事項
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ② 調査結果の報告
- (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

本市は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途に、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。